

○福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例

昭和四十九年十二月二十七日

福岡県条例第五十二号

〔福岡県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例〕をここに公布する。

福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例

(昭五一条例五六・改称)

(目的)

第一条 この条例は、勤労青少年の高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、高等学校の定時制課程に在学する者に対し、修学奨励金を貸与することを目的とする。

(昭五一条例五六・一部改正)

(貸与対象者)

第二条 修学奨励金の貸与の対象となる者は、次の各号に該当するものとする。

一 県内の高等学校の定時制の課程(以下「定時制課程」という。)又は通信制の課程(以下「通信制の課程」という。)に在学している者であること。

ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十四条第三項の規定による文部科学大臣への届出に係る高等学校の通信制の課程に在学する者については、県内に住所を有する者であること。

二 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、その者又はその者を扶養している者の所得が、知事が別に定める基準に該当するものであること。

三 経常的収入を得る職業に就いている者であること。

四 都道府県、独立行政法人日本学生支援機構又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人の奨学金の貸与を受けていない者であること。

五 通信制の課程及び学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校(以下「単位制高等学校」という。)における定時制の課程に在学している者については、その者が在籍する高等学校において卒業までに履修するように定められている教科、科目及びその単位数並びに特別活動及びそれらの授業時数を四年以内で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であつて、年間十八単位以上の単位を履修することとしているものであること。ただし、学校で別に履習方法を定めている場合にあつては、それに従い履習している者であること。

(昭五一条例五六・昭五三条例三〇・昭六〇条例二一・平九条例七一・平一二条例七二・平一四条例六六・平一六条例四八・平一七条例五〇・平一九条例七六・一部改正)

(貸与の額)

第三条 修学奨励金の貸与の額は、知事が規則で定める。

2 修学奨励金には、利息を付さない。

(昭五一条例五六・昭五三条例三〇・昭五五条例一二・一部改正)

(貸与の期間)

第四条 修学奨励金の貸与の期間は、貸与を受けた月数を通算して四年以内とする。

(貸与の手続)

第五条 修学奨励金の貸与を受けようとする者は、知事に修学奨励金の貸与の申請をしなければなら

ない。

- 2 知事は、第二条各号に掲げる要件に該当する者のうちから、選考のうえ修学奨励金を貸与する者を決定するものとする。

(保証人)

第六条 修学奨励金の貸与を受けようとする者は、保証人一人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、修学奨励金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(昭五二条例一五・一部改正)

(貸与の打ち切り)

第七条 知事は、修学奨励金の貸与を受けている者が次の各号の一に該当するに至つたときは、修学奨励金の貸与を打ち切るものとする。

- 一 第二条各号に掲げる貸与対象者としての要件を欠くに至つたとき。
- 二 退学したとき。
- 三 死亡したとき。
- 四 修学奨励金の貸与期間中に貸与の辞退を申し出たとき。
- 五 その他修学奨励金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(貸与の休止)

第八条 知事は、修学奨励金の貸与を受けている者が、次の各号の一に該当するに至つたときは、修学奨励金の貸与を休止することができる。ただし、第三号に該当する場合には、前年度以前の同一学年において、修学奨励金の貸与を受けなかつた期間を除く。

- 一 休学し、又は長期にわたつて学習を中断したとき。
 - 二 停学の処分を受けたとき。
 - 三 単位制高等学校以外の定時制の課程に在学する者で貸与を受けているものが、進級できなかつたため同一学年を重ねて履修するとき。
 - 四 通信制の課程及び単位制高等学校における定時制の課程に在学する者で貸与を受けているものにあつては、入学後における教科及び科目の単位の修得状況が別に定める基準に達しないとき。
- 2 前項の場合において、それらの月分として、既に貸与された修学奨励金があるときは、その修学奨励金は、当該修学奨励金の貸与を受けている者が復学した日の属する月以降の月分として貸与されたものとみなす。

(昭五一条例五六・平九条例七一・一部改正)

(返還の債務の免除)

第九条 知事は、修学奨励金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至つたときは、修学奨励金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 定時制の課程又は通信制の課程を卒業したとき。
 - 二 定時制の課程又は通信制の課程を卒業した場合と同等の事由があるものと認められるとき。
- 2 知事は、修学奨励金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当するに至つたときは、貸与した修学奨励金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。
- 一 死亡したとき。
 - 二 心身障がいにより貸与を受けた修学奨励金の返還が困難となつたとき。
 - 三 その他知事が特に必要と認めたとき。

(昭五一条例五六・昭五七条例一・一部改正)

(返還)

第十条 修学奨励金の貸与を受けた者は、第七条の規定により貸与を打ち切られたときは、打ち切られた日の属する月の翌月から起算して六月を経過した後、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払方式により修学奨励金を返還しなければならない。ただし、この場合において修学奨励金の貸与を受けた者は、いつでも繰り上げ返還することができる。

(返還の債務の履行猶予)

第十一条 知事は、修学奨励金の貸与を受けた者が貸与の期間満了後引き続き定時制の課程又は通信制の課程に在学するときは、修学奨励金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 知事は、修学奨励金の貸与を受けた者が、第七条の規定により貸与を打ち切られた後において、次の各号の一に該当するときは、返還の債務の履行を猶予することができる。ただし、当該事由が発生したとき既に履行期限の到来しているものについては、この限りでない。

一 高等学校、高等専門学校又は大学に在学するとき。

二 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

3 前項第二号の規定により返還の債務の履行を猶予することができる期間は、一年以内の期間とし、必要に応じて更に一年以内の期間をもつて延長することができる。ただし、猶予の期間は、通算して五年を超えることができない。

(昭五一条例五六・一部改正)

(延滞利息)

第十二条 修学奨励金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学奨励金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年十・九五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

2 前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(規則への委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、昭和四十九年四月一日以降に定時制課程の第一学年に入学した者(同日以後に転学、編入学等によりこれらの者と同一の学年に在学することとなつた者を含む。)に対する修学奨励金の貸与について適用する。

3 この条例は、昭和四十九年四月分の修学奨励金の貸与から適用する。

附 則(昭和五十一年条例第五六号)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十一年四月分の修学奨励金の貸与から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、昭和五十一年度に限り、定時制の課程の第二学年及び第三学年に在学する者については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定は、昭和五十一年四月一日以降に通信制の課程の第一学年に入学した者(同日以後に転学、編入学等によりこれらの者と同一の学年に在学することとなつた者を含む。)に対する

修学奨励金の貸与について適用する。

附 則(昭和五二年条例第一五号)

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和五三年条例第三〇号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十三年四月分の修学奨励金の貸与から適用する。ただし、改正後の条例第三条第一項の規定は、昭和五十三年四月一日以降に定時制の課程の一年生及び通信制の課程の一年次生として入学した者(同日以降に転学、編入学等により、これらの者と同一の学年又は年次に在学することになった者を含む。)から適用する。
- 3 改正後の条例第三条第一項の規定にかかわらず、前項ただし書に規定する者以外の在学者に対する修学奨励金の貸与額は、なお従前の例による。

附 則(昭和五五年条例第一二号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第二一号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第七一号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則(平成一二年条例第七二号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一四年条例第六六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年条例第四八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年条例第五〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第七六号)

この条例は、公布の日から施行する。